

## 1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

### 国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（令和4年度予算）

(単位:億円)

事業	総事業費 ①	単 独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額		超過負担 ⑤ (③-④)	左に対するある べき補助金 ⑤×各補助率
				④	④/③		
保育所等運営費	6,611	369	6,242	5,480	87.8%	762	386
障害者自立支援 給付費	6,906	116	6,790	6,508	95.8%	282	151
小・中学校 校舎建設費	403	85	318	183	57.5%	135	59
小学校	312	71	241	140	58.1%	101	46
中学校	91	14	77	43	55.8%	34	13
小・中学校 屋内運動場建設費	64	6	58	23	39.7%	35	18
小学校	53	5	48	20	41.7%	28	14
中学校	11	1	10	3	30.0%	7	4
合 計	13,984	576	13,408	12,194	90.9%	1,214	614

注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和4年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

## 2 地方債制度の充実

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とすること。また、令和4年度から対象となった脱炭素化事業について、新築や建替えも対象に含めること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

- (1) 都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっており、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新などのほか、昨今の大規模災害を教訓として災害に備えることも急務であるため、更に財政的な負担が増す見込みである。

こうした現状を踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債については、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

また、令和4年度に対象事業として追加された脱炭素化事業は施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化の推進に向けては、新築や建替えを含めて施設の環境性能を向上させることが必要であることから、新築や建替えも対象に含めること。

- (2) 将来の公債費負担の軽減を図るため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善及び安定的な資金量の確保を図るべきである。

また、補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

公的資金の利率別借入残高の構成比（令和3年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計）

